平成２６年（フ）第１０３０号
さいたま市北区土呂町１丁目11番地１　サンビレッジ土呂302
破産者　伊藤　　修
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
愛知県あま市木田道下１番地２　アーバネスクフジ　403号
破産者　里見　和幸
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８７号
名古屋市天白区池場３丁目1217　シティ・ライフ池場201号室、開始決定時の住所愛知県東海市名和町欠下46番地　エントピア緑陽302号室
破産者　笠木　　渉
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９号
兵庫県豊岡市福成寺123番地
破産者　中川　洋六
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
兵庫県豊岡市但東町中山1089番地の１
破産者　宮垣万里子
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
愛媛県宇和島市住吉町１丁目５番31号
破産者　林　　哲男
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１０２０号
札幌市東区北26条東９丁目３番12号　リレント北26条マンション201号、住民票上の住所北海道夕張郡由仁町川端223番地
破産者　黒沢未有紀（旧姓川原）
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７４６号
札幌市中央区宮の森４条５丁目１番６号　ガーデンハイム宮の森305号
破産者　宗廣健次郎
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８４８号
北海道江別市幸町27番地の５
破産者　武藤　耕太
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８８７号
札幌市西区二十四軒４条７丁目４番25号　メゾンジューヌＤ－302号
破産者　菊地　浩貴
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８号
釧路市浦見２丁目１番15号
破産者　山崎　博章
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５４号
釧路市春日町11番18号
破産者　黒瀧　榮市
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３０９号
群馬県渋川市金井966番地２　高橋アパートＤ号
破産者　加藤　篤成
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７６号
群馬県高崎市石原町1390番地
破産者　恩田　　寛
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２１１号
埼玉県所沢市上新井３丁目66番地の22　ユニオンビル301
破産者　石山　敏秋
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１９号
埼玉県入間市春日町２丁目14番　10―508号
破産者　冨田　嘉彦
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６３号
神奈川県平塚市入野130番地の６　ラファエル205号
破産者　髙橋　公地
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３０５号
神奈川県厚木市三田2001番地18、破産開始時の住所神奈川県相模原市中央区上溝６丁目８番12号　オークルコート101
破産者　秋山　正弘
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７８２号
名古屋市守山区天子田３丁目701番地　大森向住宅３棟210号
破産者　森　　雅子
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部